

1 指定の方針

将来にわたり継承すべき良好な景観を有し、所沢市の目指すべき景観像の実現に寄与する建造物と樹木を、市長は所沢市景観審議会の意見を聴き、それぞれ景観重要建造物、景観重要樹木として指定することができます。

敷地や建造物周辺の工作物等も指定の対象とします。ただし、重要文化財等に指定されているものは除きます。また、建造物や樹木の所有者などは、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を市長に提案することができます。

指定の方針は、以下のとおりです。

景観重要建造物の指定の方針

- 地域の景観を特徴づけるもの、又はシンボルとなっているもの
- 地域に親しまれている建造物で、指定後の維持・管理の協力が期待できるもの
- 建造物の所有者が同意したもの

景観重要樹木の指定の方針

- 地域の景観を特徴づけるもの、又はシンボルとなっているもの
- 地域に親しまれている樹木で、指定後の維持・管理の協力が期待できるもの
- 樹木の所有者が同意したもの

2 管理・活用の方針

景観重要建造物や景観重要樹木に指定した建造物・樹木について、維持・管理の支援に努めます。

また、景観重要建造物・景観重要樹木の周知に努めるとともに、その景観と調和を図るよう周辺の景観づくりに活かしていくものとします。

広告板、広告塔、立看板などの屋外広告物は、人々の身近な情報源として大きな役割を果たすとともに、まちににぎわいや活力をもたらし、商業活動にとって欠かせないものです。

しかし、屋外広告物は、商業活動などに伴って無秩序に氾濫するおそれがあり、まちの景観に大きな影響を与えるものといえます。

さらに昨今は、デジタルサイネージと呼ばれる、電子的な表示機器を用いて表示内容が自由に変えられる広告手段も増えています。このような広告は、多様な表現が可能である一方、強い光、過度な点滅や動きにより、景観上の影響があるため配慮が求められます。

このようなことを踏まえ、屋外広告物の表示又は設置にあたっては、まちの持つ美しさを維持しつつ、地域にあった良好な景観づくりを推進するために、屋外広告物法及びそれに基づく条例による適切な誘導を行うことを基本とするとともに、建築物の建築等の行為にあたっては、配慮事項に準じて計画するものとします。

■屋外広告物の配慮事項（抜粋※）

行為	配慮事項	
建築物の建築等	工業・産業系 市街地景観ゾーン 以外の景観ゾーン	□ 屋外広告物は、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。
	工業・産業系 市街地景観ゾーン	□ 壁面に表示する屋外広告物は、企業名の表示等、必要最小限の数・大きさとするとともに、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。 □ 独立して設置する屋外広告物は、必要最小限の大きさとし、広告面とともにポール等の工作物の色彩に配慮する。
工業・産業系 大規模建築物 の建築等	各景観ゾーン 共通	□ 壁面に表示する屋外広告物は、企業名の表示等、必要最小限の数・大きさとするとともに、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。 □ 外壁を大きく使った電光やデジタルサイネージ等による表示は避ける。 □ 独立して設置する屋外広告物は、必要最小限の大きさとし、広告面とともにポール等の工作物の色彩に配慮する。
		□ 屋外広告物は、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。
工作物の建設等	各景観ゾーン 共通	□ 屋外広告物は、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。

※配慮事項からの抜粋

1 公共施設の整備・管理に関する景観づくりの方針

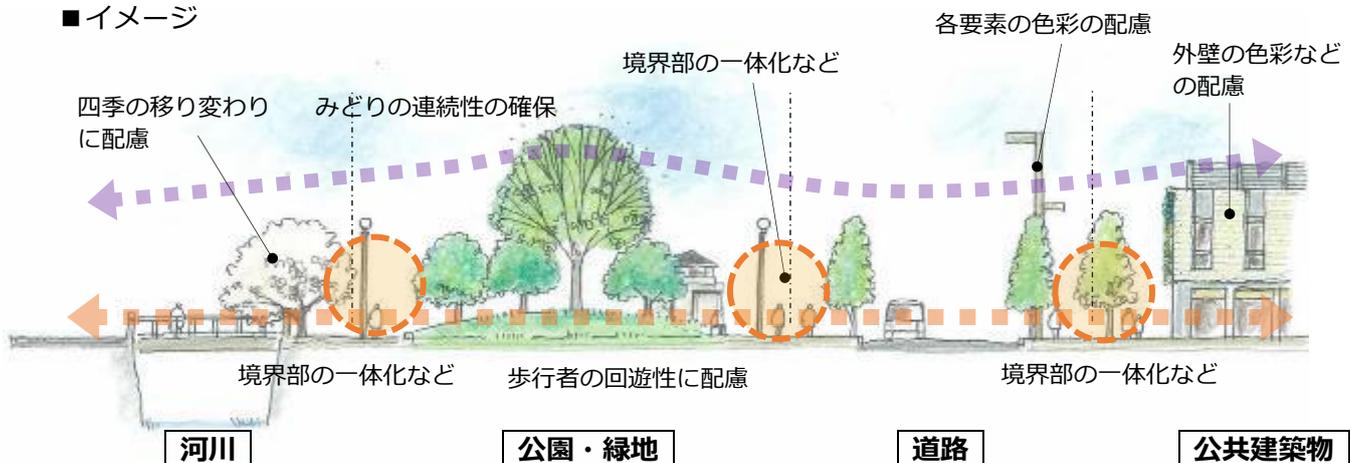
道路、河川、公園、小・中学校及びまちづくりセンターなどの建築物を含む公共施設は、地域の景観におけるシンボルや背景となるなど景観を構成する主要な要素です。

このため、模範となり、親しみのある良好な景観づくりに資するよう、整備と適切な管理に努めるとともに、以下の基本方針及び施設別の配慮事項を遵守するものとします。

(1) 基本方針

基本方針	
「みどり」 質の高いみどりを つくる	<ul style="list-style-type: none"> □ 既存の樹木や樹林を活かす。 □ シンボルツリーなどは効果的に配置する。 □ 周辺のみどりを含めた連続性をつくり出す。 □ 高木から低木までのバランスに配慮する。 □ 四季の移り変わりに配慮する。 □ 生態系や植生、生長に配慮する。
「きわ」 隣接施設や隣接地との 境界部を整える	<ul style="list-style-type: none"> □ ゆとりを生み出す土地利用や施設の配置を検討する。 □ 他の公共施設や民有地・民間施設との境界部に配慮し、一体的整備や連続性の確保を検討する。 □ 周辺を含めた歩行者の回遊性に配慮する。 □ フェンスなどを設置する場合でも、閉鎖的になりすぎないように配慮する。
「いろ」 周辺の景観と調和した 色彩景観をつくる	<ul style="list-style-type: none"> □ 背景となる施設やフェンスなどの要素が、必要以上に目立たないように配慮する。 □ 施設に付属する工作物の色彩が調和するよう配慮する。 □ みどりを引き立たせる色彩とする。 □ 強調色を使用する場合は、小面積で効果的に使用する。 □ 維持・管理や時間の経過に配慮する。

■ イメージ



(2) 施設別の配慮事項

施設別の配慮事項を定めます。

施設別の配慮事項	
道路	<ul style="list-style-type: none">□ 法面・擁壁が生じる場合は、地形の改変を最小限とするよう工夫する。□ 道路からの眺めを阻害しないよう、街路灯、ガードパイプ等の工作物や占用工作物の配置、形態意匠、色彩に配慮する。□ 市街地においては、街並みと調和する舗装などにより、快適な歩行空間の確保に努める。□ 市民の生活に親しみを与え、良好な景観づくりに資するよう、地域と調和する街路樹の適切な管理に取り組む。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none">□ 既存の地形の起伏や樹林を活かすとともに、周辺の植生に配慮したみどりの景観づくりに努める。□ 周囲は、周辺の土地利用との関係に配慮した整備に努める。□ 公園・緑地・緑道からの良好な眺めと調和するよう、防護柵等の工作物の配置、形態意匠、色彩に配慮する。
河川	<ul style="list-style-type: none">□ 快適な水辺の空間の確保に努める。□ 河川沿いの並木等の適切な管理に取り組む。□ 河川の良好な眺めと調和するよう、防護柵等の工作物の配置、形態意匠、色彩に配慮する。
公共建築物	<ul style="list-style-type: none">□ 立地する景観ゾーンの景観形成基準（配慮事項・色彩基準）を遵守するとともに、模範的な色彩計画に努める。□ 施設に付属する工作物の形態意匠、色彩に配慮する。□ 敷地境界部については、道路や公園・緑地や河川との一体的な整備に努める。□ 設備類などを遮へいする場合は、みどりを活用する。
公共サイン	<ul style="list-style-type: none">□ ユニバーサルデザインに基づくとともに、利用者が使いやすく、親しみがもてるように、地域の景観と調和した表示や設置方法等の整備及び適切な管理に努める。□ デジタル案内板はまぶしすぎない明るさ（輝度）とし、過度な点滅や激しい動き、高彩度の色彩の使用を避け、周辺の景観に配慮する。

(3) 公共施設に対する景観誘導

公共施設の景観的な配慮を具体的に進めていくために、景観ガイドラインの策定や誘導の仕組みづくりなどに努めます。

2 景観重要公共施設の選定の考え方

景観重要公共施設は、景観上重要な公共施設を景観計画に位置づけ、その整備に関する事項を定めるものです。

所沢らしい良好な景観づくりを進めるうえで、軸や核となる公共施設、又は重要な地区における公共施設、優れた眺望を有する施設などについて、当該施設管理者との協議・同意に基づき、所沢市景観審議会の意見を聴き、景観重要公共施設として本計画に位置づけるものとします。

1 景観資源を活かした身近な景観まちづくり

良好な景観づくりのためには、市民一人ひとりが、良好な景観の要素となる景観資源を発掘し、保全や積極的な活用を図ることにより、地域の景観への愛着と誇りを持つとともに、だれもが共有できる本市の景観の資産として、景観資源を次世代へ継承していくことが重要です。

(1) とことこ景観資源の指定・活用

市民などが所沢らしい良好な景観の要素と捉える建築物、工作物、樹木や市民活動などを景観資源候補として登録します。登録された景観資源候補のうち、所沢らしい良好な景観づくりに資するものについては「とことこ景観資源」に指定します。

とことこ景観資源は、所沢らしい良好な景観づくりの普及・啓発のため、市ホームページなどで広く発信し、景観まちづくりにおける活用を検討します。さらに、とことこ景観資源のうち、建造物・樹木・公共施設は、景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設に指定する候補として位置づけ、指定の円滑化を図ります。



とことこ景観資源（航空公園駅前のYS-11）



とことこ景観資源（秋田家住宅）

(2) とことこ景観賞の表彰・活用

とことこ景観資源のうち、特に所沢らしい良好な景観づくりに資するものを、「とことこ景観賞」として表彰します。

とことこ景観賞を受賞した活動や場所は、特に所沢らしい景観として積極的に発信を行うとともに、景観づくりに活用をしていきます。また、景観重要建造物・景観重要樹木としての指定を検討します。

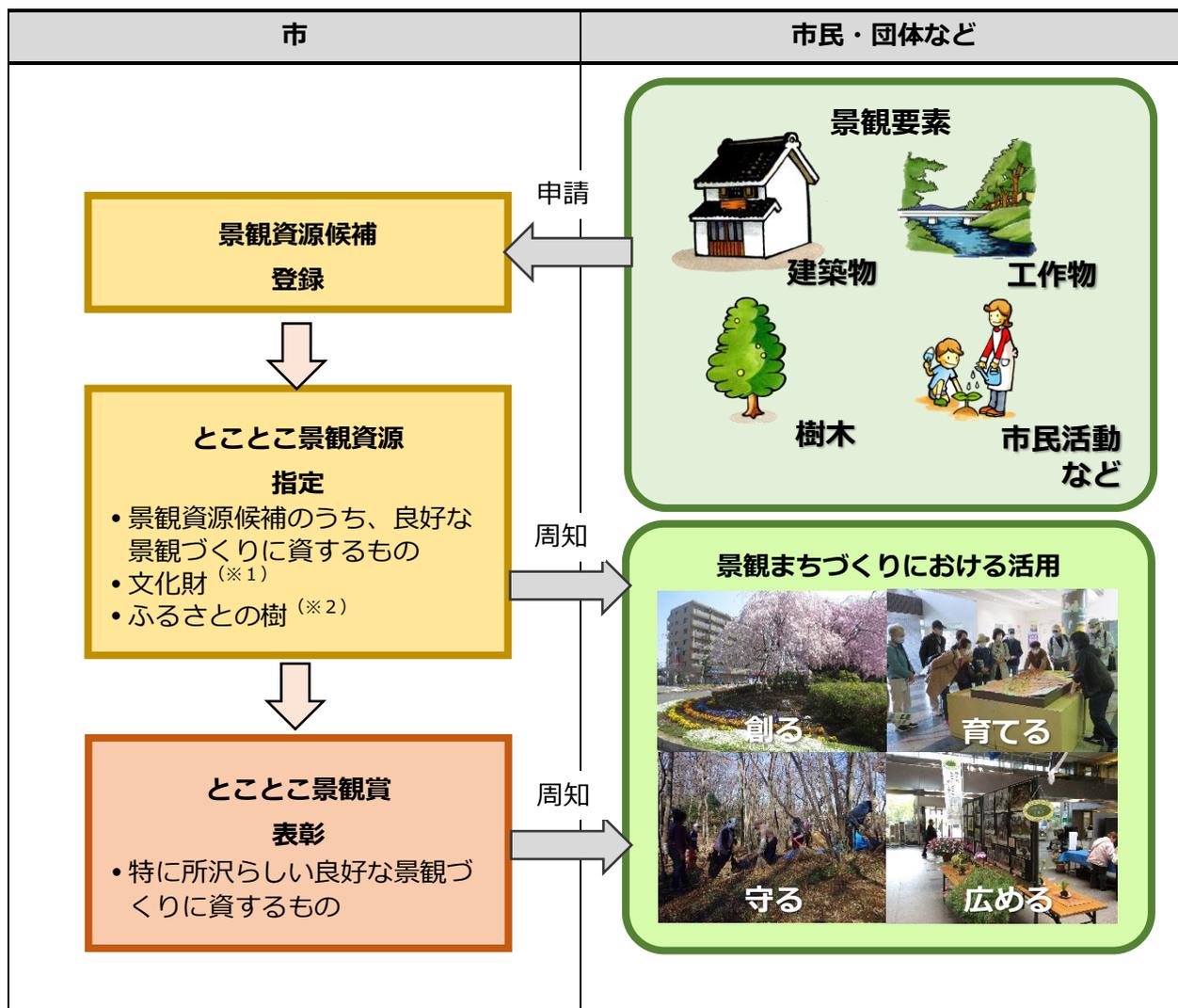


とことこ景観賞（所沢航空記念公園）



とことこ景観賞（金仙寺のしだれ桜）

■ととことこ景観資源の指定及びととことこ景観賞の表彰までの流れ



※1 文化財保護法、埼玉県文化財保護条例、又は所沢市文化財保護条例に基づく文化財

※2 ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例に基づくふるさとの樹

■ととことこ景観賞一覧

年度	ととことこ景観賞
平成 23 年度	荒幡富士（浅間神社）／東川の活動／ところざわまつり／所澤神社 所沢郷土美術館／狭山湖一帯の景観／ケヤキ並木／所沢航空記念公園一帯の景観 三富新田
平成 26 年度	砂川堀のしだれ桜／東川の桜並木 旧和田家住宅（クロスケの家）主屋・製茶工場・土蔵
平成 28 年度	多間院／比良の丘 狭山丘陵の三ヶ島湿地保全活動／狭山丘陵の菰谷八幡湿地保全活動
平成 30 年度	金仙寺／所沢駅西口イルミネーション／八国山
令和 3 年度	旭橋／ところざわサクラタウンと東所沢公園 武蔵野樹林パーク 西武ドーム

（令和7年8月末時点）

2 市民が主体となった身近な景観まちづくり

市民一人ひとりが、庭先や玄関先での花づくりなど、身近なところから景観まちづくりを行うことが、所沢らしい良好な景観をつくる第一歩となります。さらに近隣や地域の方々と一緒に景観まちづくりを広め、地域にふさわしい良好な景観を守り、創り、育て、広めることにより、市民・団体が主体の景観まちづくりを進めます。

(1) 景観市民活動クラブの登録と支援

① 景観市民活動クラブの登録と取組

景観まちづくりに関心のある、又は景観まちづくりを行う市民・団体や事業者などは、景観市民活動クラブとして市に登録することができます。市は登録された景観市民活動クラブについて市ホームページなどで発信し、活動情報の共有や活動の連携・協力などを促し、本市の景観まちづくりを促進します。

また、景観市民活動クラブは、自主的に景観まちづくりに取り組むとともに、市民などの身近な景観まちづくりへの支援にも努めるものとします。さらに、景観まちづくりに関する事業や施策を市に提案することができます。

■ 景観市民活動クラブの取組イメージ

守る（景観資源の維持・管理）

- 景観資源の維持・管理
- 雑木林や河川の保全活動
- 地域の清掃活動 など



創る（景観資源・活動の創造など）

- ガーデニング、生垣・庭木づくり
- 地域のデザインガイドラインの検討
- 市民活動の企画・実施 など



育てる（景観資源・活動の育成など）

- 身近な景観まちづくりへの支援
- 街路樹などの剪定
- とことこガーデン など



広める（活動の展開・継承など）

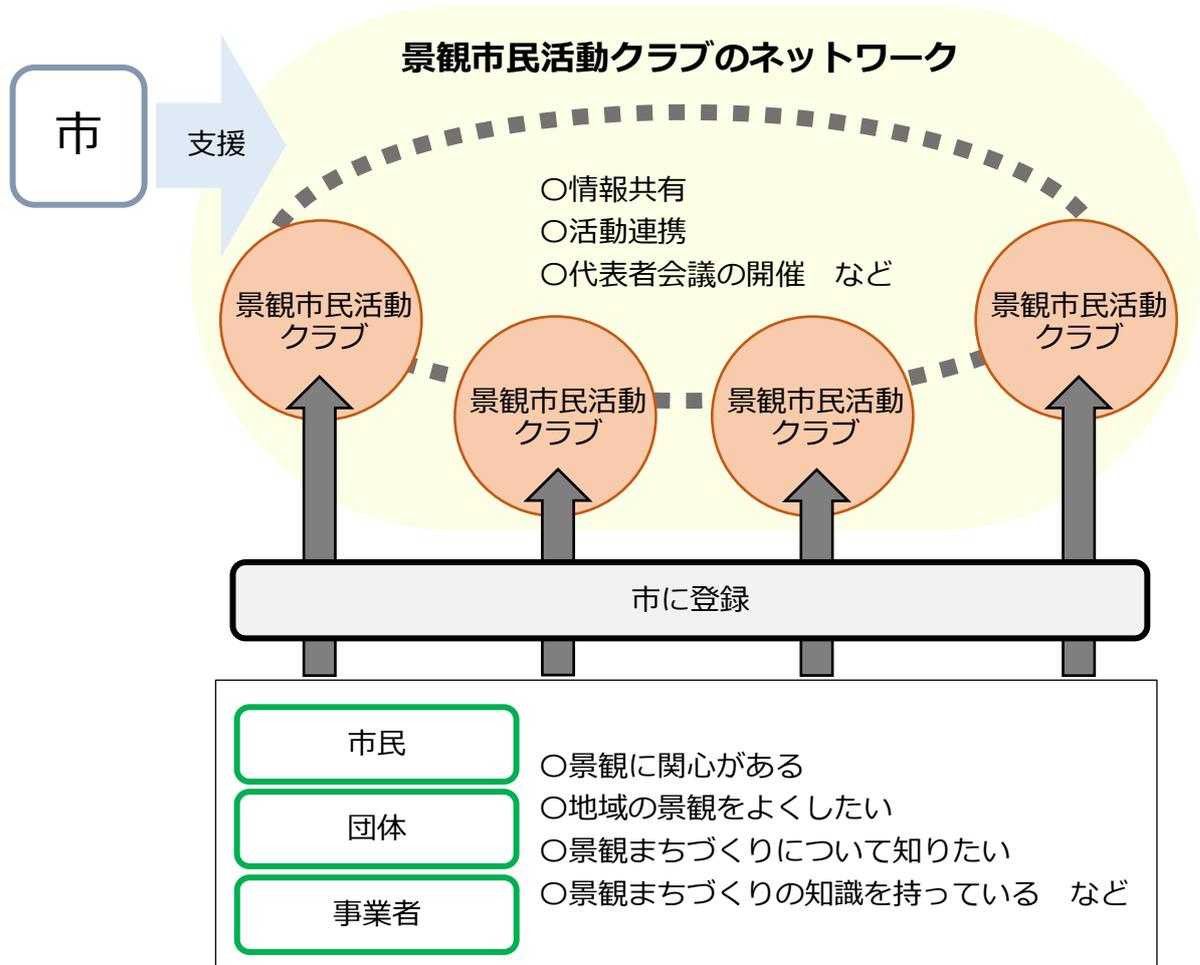
- 景観まちづくりの広報紙や SNS での発信
- 景観に関するシンポジウムの企画
- ご近所協定 など



② 景観市民活動クラブのネットワークづくりと支援

景観市民活動クラブが景観まちづくりを円滑に進められるように、市は景観市民活動クラブの活動を支援するほか、景観市民活動クラブ相互の情報交換や交流の場づくり、代表者会議の開催など、活動の協力体制をつくるための支援をします。

■ 景観市民活動クラブの登録とネットワーク



(2) とことこガーデンの登録と支援

住宅の庭や玄関先、又は店舗などの店先における花づくりやガーデニングなどの取組は、身近なところでできる景観まちづくりであり、彩りのある花々や草木は街並みの重要な要素となります。このような玄関先の花づくりや庭のガーデニング、オープンガーデンなどの取組を「とことこガーデン」として市に登録します。

登録した「とことこガーデン」は、市ホームページやとことこガーデンマップなどで周知し、市民が身近な景観まちづくりを楽しめるように支援します。また、「とことこガーデン」を活かした勉強会や交流会の開催、ネットワークづくりを支援します。



とことこガーデン (プレート)



とことこガーデン



とことこガーデン



とことこガーデン

■ 景観まちづくり活動の拠点のイメージ

景観資源に配慮した
周辺の景観づくり
(色彩の配慮)



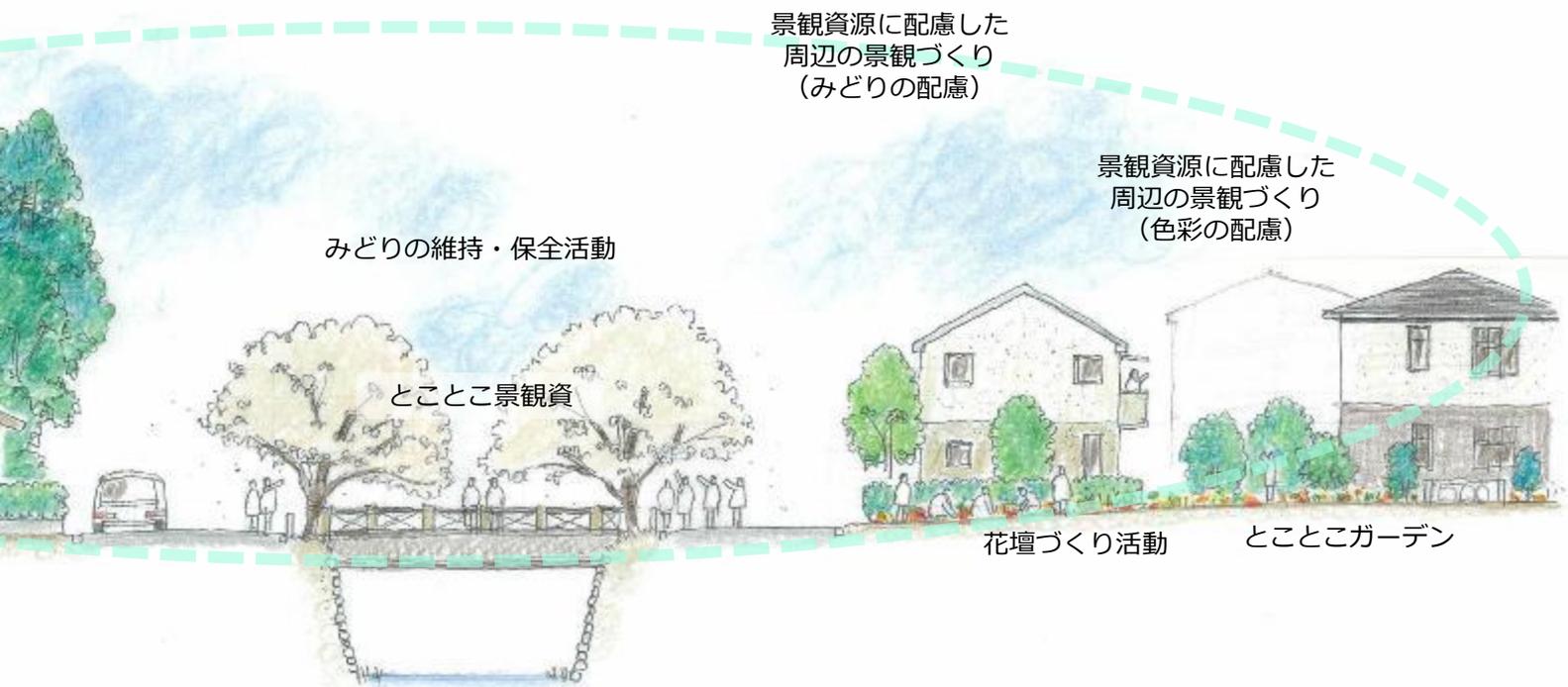
(3) 身近な景観まちづくりの機会・場づくり

向こう3軒両隣などのご近所同士が協働で景観まちづくりに取り組む「ご近所協定」など、景観まちづくりに興味や関心がある市民などが、気軽に参加して協働で景観まちづくりに取り組むことができる機会や場づくりに努めます。



(4) 景観まちづくり活動の拠点づくり

とことこ景観賞を受賞した活動・場所やとことこ景観資源周辺などにおいて、それらの景観資源を活かして、周辺に景観まちづくりを広めていくための活動を支援します。



1 推進体制

(1) 景観づくりの主体と役割

所沢らしい良好な景観づくりを進めていくためには、市民・団体、事業者及び市が役割を認識し、それぞれの立場で積極的に取り組むことが大切です。

① 市民・団体の役割

景観は、市民の生活に関わりながら形成されていく市民の共有資産であることから、市民は景観づくりの主体としての役割を担っており、良好な景観づくりに対する意識を高めていくことが求められます。

また、市民や地域で活動する団体の取組は良好な景観まちづくりへの原動力となっています。こうしたことから、市民・団体が協力し合い、主体的に景観まちづくりへの参加に努めるものとします。

② 事業者の役割

事業者は、良好な景観づくりの重要な役割を担っていることから、事業活動を通じて、地域の良好な景観づくりに貢献するよう努めるものとします。

また、事業者が有する技術や経験を活かし、景観まちづくりへの積極的な参加・協力を努めるものとします。

③ 市の役割

市は、良好な景観づくりの推進役として、景観づくりに関する施策を総合的・計画的に実施するものとします。

公共施設の整備・管理にあたっては、地域の良好な景観づくりの先導的な役割を果たすよう努めます。

また、市民・団体や事業者に対する景観づくりに関する知識の普及、意識の啓発や情報の発信に努めるとともに、市民・団体や事業者の取組を積極的にサポートするものとします。

景観づくりに関する施策の実施にあたっては、市民・団体や事業者の意見を適切に反映し、計画的に検討し、実施するものとします。

(2) 推進体制の整備

① 所沢市景観審議会の運営

景観づくりに関する重要な事項を調査審議するために、所沢市景観審議会の運用を図ります。

また、所沢市景観審議会は計画の進行について評価・検証するとともに、改善のための助言を行うほか、必要に応じて専門部会の設置などを検討します。

■ 景観審議会が行う調査審議事項

- 景観計画の変更に関する事項
- 特定届出対象行為に対する変更命令に関する事項
- 景観重要建造物・樹木の指定に関する事項
- とことこ景観賞に関する事項
- その他市長が必要と認める事項

② 景観アドバイザー制度の創設

景観に関する専門的な知識を有する専門家などを景観アドバイザーとして市に登録します。公共施設の整備や事前協議などの際に、必要に応じて景観アドバイザーから助言を受けることにより、本市の良好な景観づくりを進めます。

③ 庁内体制づくり

景観づくりに大きな影響を与える公共施設の整備や維持・管理などについて、庁内において連携・調整を行う仕組みづくりに努めます。また、景観づくりに関する勉強会などを通して、知識の習得や技術の向上に努めます。

また、公共空間などを利活用するための連携体制をつくります。

④ 市民や事業者との連携による景観ネットワークづくり

景観市民活動クラブのネットワークづくりや景観まちづくりのプラットフォームづくりを検討します。

⑤ 景観協議会の設立

景観重要公共施設を中心とした景観づくりや（仮称）景観づくり重点地区などにおける景観づくりのために、国や県、市民や団体、事業者などとの連携を目的とした景観協議会の設立を検討します。

⑥ 景観整備機構の指定

所沢らしい良好な景観づくりを進めるため、景観の保全・整備に関する専門的な業務を行う一般社団法人・一般財団法人・NPO 法人を、景観づくりに関する業務などを担う景観整備機構に指定します。

(3) 国や県等との連携

国や県が管理する施設について、景観に配慮した整備・管理のため連携を図ります。

また、狭山丘陵一帯の近郊緑地保全区域や県立自然公園における行為の届出に際し、情報の共有化などに努めるほか、国・県のほか隣接自治体との連携を図り、広域的な景観づくりについて検討します。

このほか、大学などの研究・教育機関との連携を図ります。

2 景観づくり施策の多様な展開

(1) 既存の諸制度の活用

景観法に規定されている制度のほか、良好な景観づくりを進めるために、多様な制度の活用に努めます。

① 景観法に基づく諸制度の活用

●景観協定制度の活用

市民は、地域の良好な景観づくりを進めるにあたって、自主的な規制を行うため、一団の土地について土地所有者等の全員の合意により、景観法に基づく景観協定を締結することができます。

●景観地区制度の活用

本市のまちのイメージを高め、持続的で魅力ある良好な景観づくりが特に求められる地区を必要に応じて都市計画法に基づき、景観地区として指定し、建築物及び工作物の意匠等の制限を定めます。

② 都市計画制度などの活用

●地区計画制度や協定制度の活用

地区計画制度や建築協定、緑地協定、所沢市街づくり条例に基づく街づくり協定などの制度を活用し、景観づくりに関する事項を盛り込んだ計画の策定やルールづくりによって、景観づくりを進めます。

●街づくり推進地区制度の活用

所沢市街づくり条例に基づき、積極的に街づくりを進めるべき地区を街づくり推進地区として指定し、地区の良好な景観づくりの方針などを示すことにより、景観づくりを進めます。

●開発事業等における連携

所沢市街づくり条例に基づく開発事業などの際に、みどりの創出などの誘導に努めます。

③ みどり施策との連携

所沢しみどりの基本計画と連携を図りながら、みどりの景観の保全に努めます。また、狭山丘陵一帯のみどりの景観を保全するために、近郊緑地保全区域や県立自然公園区域においては、適切な制度の運用を図ります。

都市農地については、生産緑地地区の活用などにより、農のある風景の保全を図ります。

④ 観光施策との連携

観光施策と連携し、とことこ景観資源などを活かした所沢の魅力を発信します。

(2) 効果的な景観誘導のための景観ガイドラインなどの策定

景観の誘導を効果的に進め、またきめ細かく対応していくために、建築物、公共施設、色彩などの景観に配慮した手法・配慮点などを整理した景観づくりガイドライン（手引き）などの策定に努めます。

(3) (仮称) 景観づくり重点地区の設定

地域の特性を活かした景観づくりを進めるために、必要に応じて、特定の地区を（仮称）景観づくり重点地区（以下「重点地区」といいます。）として位置づけます。

重点地区においては、地区の景観づくりの方針や行為の制限に関する事項（景観形成基準）、届出対象行為などを定めるものとします。

重点地区は、市が市民などと協議を行いながら重点地区の指定を目指す場合と、市民などが一定の広がりのある地域を対象として重点地区の指定を市に提案する場合を想定します。

(4) 景観づくりに関する意識の醸成（啓発）

マップ・リーフレット・Web サイト・SNS などの多様な媒体を用いて、景観づくりに関する情報提供や情報の発信を行います。

また、景観づくりに関連したイベント、講演会、展示会などの開催や開催支援に努めるほか、出前講座などによって、景観学習・景観教育の実施に努めます。

(5) 新たな景観づくりの展開（景観マネジメントの展開）

市民・団体や事業者などとの連携によって、地域のより良い景観を育成する取組（景観マネジメント）を進めます。

また、中心市街地などにおけるにぎわいづくりや公共空間を利活用した柔軟性のあるまちづくりなど、建築物等の規制誘導だけによらない景観づくりを進めます。

3 計画の見直しとアクションプラン

(1) 計画の期間

① 評価・検証

本計画は、概ね 10 年を計画期間として、前半 5 年を前期、後半 5 年を後期とします。

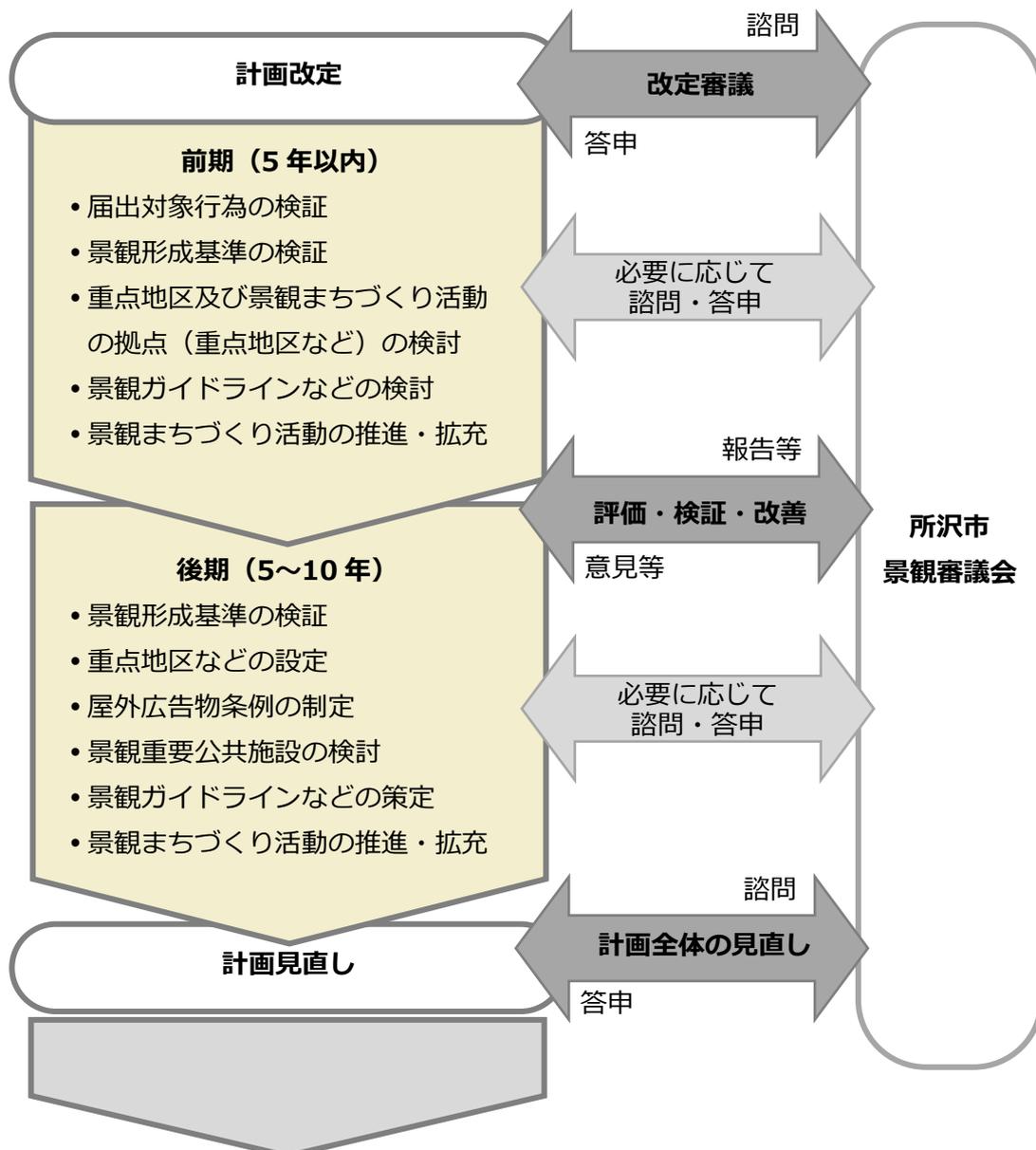
前期終了となる概ね 5 年後に、景観審議会による計画の評価・検証とともに改善を行いながら、後期の 5 年間の推進を図るものとします。

② アクションプラン

アクションプランは、計画期間概ね 10 年を見据えた実施計画です。

所沢らしい良好な景観づくりを効果的に進めていくため、景観施策への取組状況や市民・団体や事業者の意向・活動状況などを踏まえ、次のような推進施策について順次取り組んでいきます。

■アクションプラン

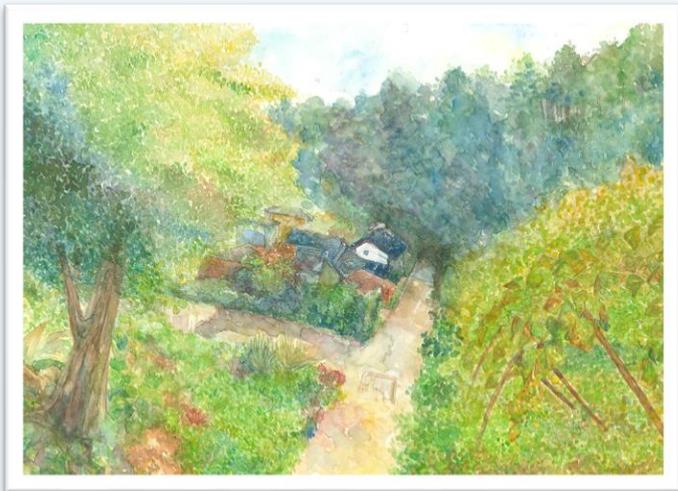


(2) 計画の見直し

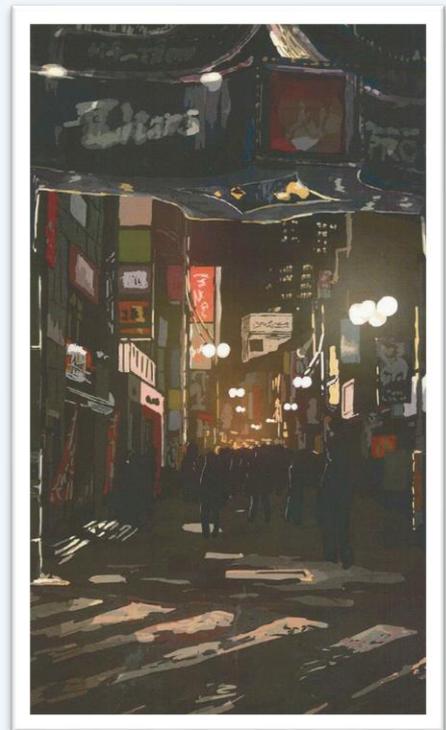
所沢らしい良好な景観づくりは、建築や開発等の行為及び景観まちづくりを通じて実現していくものであり、また、目標の実現には長い年月を要します。

こうしたことから、本計画は10年後において、社会経済情勢、景観づくり施策の進捗状況などによって計画全体の見直しを行うほか、上位・関連計画などの変更や市民提案などを踏まえ、計画の拡充などを図るものとします。

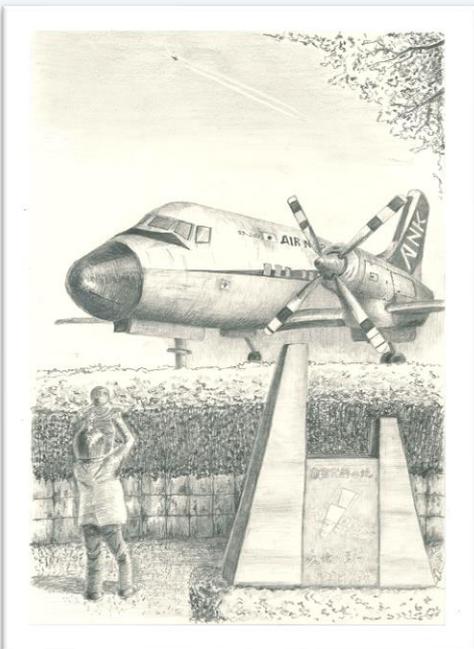
「所沢の景観絵画作品募集」(令和7年度実施)において応募いただいた作品です



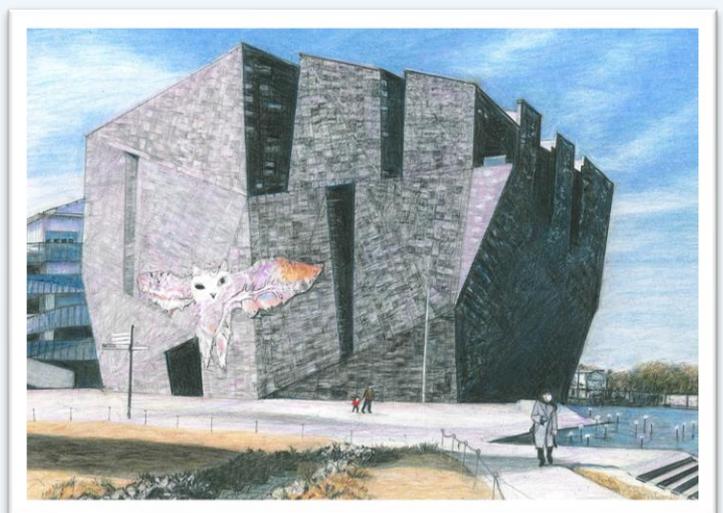
▲ 山本 詩唯さんの作品



▲ 相良 悠人さんの作品



▲ 豊田 佳隆さんの作品



▲ 中村 英信さんの作品